

（目的）

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）における成果有体物の適正な取扱いについて必要な事項を定め、本学の研究促進及び本学以外の機関（以下「外部機関」という。）との円滑な研究協力を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 成果有体物とは、次に該当する学術的・財産的価値その他価値のある材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種等）、試作品、モデル品等の有体物をいう。（論文、講演その他の著作物及び別に内規で定めるものを除く。）
 - ア 本学における研究活動の際に創作又は取得されたものであって、当該活動の目的を達成したことを示すもの
 - イ 本学における研究活動の際に創作又は取得されたものであって、アに定めるものを得るのに利用されるもの
 - ウ ア又はイに定めるものを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
 - 二 教職員等とは、本学の教職員及び本学が受け入れた研究者をいう。
 - 三 学生等とは、本学において教職員等から研究指導を受けている学部生、大学院生、研究生等をいう。
 - 四 職務上とは、成果有体物が得られるに至った教職員等の行為が本学の研究活動の範囲に属し、かつ、当該教職員等の本学における現在又は過去の職務に属するものをいう。
 - 五 作製とは、成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。
 - 六 提供とは、成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供又は特許出願のための生物寄託を除く。
 - 七 部門とは、各学部、各研究科、各附置研究施設をいう。
 - 八 副学長とは、研究支援担当副学長をいう。
 - 九 契約書とは、成果有体物を外部機関に提供する場合又は外部機関から受け入れる場合に、本学と当該外部機関との間で成果有体物の取扱いについて定めた書面をいう。
- 2 この規程において、成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・増殖物も成果有体物とみなす。

（所有権の帰属）

第3条 教職員等によって職務上得られた成果有体物の所有権は、特段の定めがない限り本学に帰属する。

2 本学の研究活動によって、学生等が本学の設備等を使用して得られた成果有体物の所有権は、特段の定めがない限り本学に帰属する。

（管理）

第4条 教職員等及び学生等は、成果有体物について適切に管理又は廃棄しなければならない。

（成果有体物の提供等に係る届出及び提供実施の判断）

第5条 教職員等又は学生等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成果有体物提供等届出書により副学長に届け出て承認を得なければならない。なお、学生等は、研究指導を受けた教職員等を経由して副学長に届け出なければならない。

- 一 外部機関に成果有体物を有償又は無償で提供する場合（共同研究又は受託研究契約等に基づき提供する場合を除く。）
 - 二 異動又は離職する教職員等が、成果有体物を持ち出す場合
 - 三 学生等が、その身分を失うに当たり、成果有体物を持ち出す場合
- 2 教職員等及び学生等は、成果有体物を提供する場合には、法令、本学の規則等を遵守しなければならない。

3 第1項第1号の規定による有償又は無償での提供実施の判断は、副学長が行うものとする。

(有償提供)

第6条 本学は、成果有体物を外部機関に提供する場合、契約書を締結した後、成果有体物を提供先に原則として有償で提供するものとする。

2 前項の規定による契約書の締結は、教育、産業利用又は収益事業等を目的とした提供の場合、成果有体物を提供する教職員等又は学生等の所属部門が行うものとし、研究を目的とした提供の場合、研究支援センターが行うものとする。

(無償提供)

第7条 本学は、成果有体物を教育・研究活動を目的として外部機関に提供する場合、前条の規定にかかわらず、契約書を締結した後、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。ただし、当該提供に係る成果有体物の作製、搬入、搬出等の経費を当該提供先に負担させることができる。

2 前項の規定による契約書の締結は、教育を目的とした提供の場合、成果有体物を提供する教職員等又は学生等の所属部門が行うものとし、研究を目的とした提供の場合、研究支援センターが行うものとする。

(成果有体物の提供等の禁止)

第8条 本学は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物について提供、公表及び開示をしてはならない。

一 本学として知的財産権の確保がなされていない場合（知的財産権の対象となる成果有体物に限る。）

二 第三者との契約又は第三者の権利に抵触するおそれがある場合

三 法令、本学の規則等に違反する場合

四 個人が特定され得る情報がある場合

五 資産管理上の理由その他提供不可能な理由がある場合

(外部機関における成果有体物の取扱い)

第9条 教職員等又は学生等が外部機関において成果有体物を得た場合の権利の帰属については、当該外部機関との協議によるものとする。

(成果有体物の受入れ)

第10条 教職員等又は学生等は、教育・研究活動を目的として、外部機関から成果有体物を受け入れる場合は、有償・無償を問わず、成果有体物受入届出書により、副学長に届け出なければならない。

この場合において、教職員等及び学生等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 成果有体物の受入れに関し、当該外部機関と契約書を締結すること。

二 成果有体物の受入れに関し、法令、本学の規則等に違反しないこと。

三 学生等が成果有体物を受け入れる場合は、教育又は研究指導を受ける教職員等を経由して行うこと。

2 前項第1号の規定による契約書の締結は、教育を目的とした場合の受入れは成果有体物を受け入れる教職員等又は学生等の所属部門が行うものとし、研究を目的とした受入れは研究支援センターが行うものとする。

(共同研究及び受託研究に係る成果有体物の取扱い)

第11条 本学は、共同研究又は受託研究において、教職員等が成果有体物を作製した場合で、かつ、共同研究又は受託研究契約等において成果有体物の取扱いが定められていないときは、相手方と協議の上、当該成果有体物の権利の帰属その他の取扱いについて定めるものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学長室研究支援センターが担当する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、研究支援センター運営委員会、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。